

ご存じですか？あなたの地域の

「民生委員・児童委員」

5月12日は、全国民生委員児童委員連合会が定める「民生委員・児童委員の日」です。5月18日までが「活動強化週間」となっています。民生委員・児童委員の活動について、理解を深めていきましょう。

問合せ 役場福祉課地域福祉係 ☎295-2112 内線111・112

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の身近な相談相手としてボランティアで活動しています。誰もが地域で安心して暮らせるよう、高齢者や障害のある人、子育て中の人などの福祉に関する相談に応じ、必要な福祉サービスを紹介するとともに、行政等の適切な機関へ橋渡しをする等の活動を行っています。

現在、町では79人の民生委員が、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域福祉の推進を目指し活動しています。

また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねており、児童福祉の向上にも努めていますので、「民生委員・児童委員」とも呼ばれます。なお、民生委員・児童委員のなかには、児童に関する相談を専門に担当する主任児童委員3人が活動しています。

■地域に根ざした活動

○相談・支援および橋渡し

- ・地域の実情把握
- ・福祉サービスの情報提供
- ・高齢者や障害のある人に関

- ・生活に困っている人に関すること
- ・子どもや妊産婦に関すること

行政窓口や関係機関などへの連絡

民生委員制度はいつからできたの？

民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」に始まり、100年以上の歴史があります。

大正7年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、昭和3年には全国に普及しました。昭和21年に公布された民生委員令によって地域の福祉のために幅広い活動を行うようになり、名称も「民生委員」に変わりました。翌年には児童委員を兼ねるようになっています。

少子高齢化が進むなか、民生委員の地道な活動は、地域の安全と安心を守るのに欠かせないものとなっています。

お気軽にご相談ください

民生委員・児童委員には、

守秘義務が課せられています。また、個人の人格を常に尊重することも義務付けられています。何か悩んだり困ったりすることがあったら、気軽に民生委員・児童委員にご相談ください。

例えば、こんな

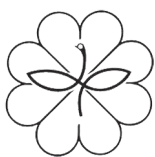
相談を受けています

- ・高齢者世帯で何かあったときに不安
- ・子育てに関する身近な相談相手が欲しい

・近所に困っている人がいるけど、声がかけれられないなど

お住まいの地域の民生委員・児童委員を知りたい場合には、町ホームページで確認するほか、役場福祉課地域福祉係までお問い合わせください。

民生委員・児童委員のマーク



示す双葉の組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

幸せのめばえを、四つ葉のクローバーをバックに「民生委員の文字と児童委員の文字」を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

廣告